

## 佐賀県規則第12号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(施設使用料等の減免)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2  条例第9条第2項第1号、<u>第2号又は第3号</u>の規定により施設使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、佐賀城本丸歴史館施設使用料等減免申請書（様式第1号）を常勤館長等に提出しなければならない。</p>	<p>(施設使用料等の減免)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2  条例第9条第2項第1号<u>又は第2号</u>の規定により施設使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、佐賀城本丸歴史館施設使用料等減免申請書（様式第1号）を常勤館長等に提出しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る施設使用料等について適用し、同日前の許可に係る施設利用料等については、なお従前の例による。